

試験計画案の取扱方針（案）について

1. 市川市塩浜2丁目護岸前面

(1) 完成護岸前面における試験案

砂移動試験及び生物試験共に護岸改修に伴うモニタリング調査への影響が予想されることから、22年度の試験実施を見合わせ。

(2) 市川市所有地前面における試験案

①砂移動試験

砂移動試験の実施箇所を移動して実施を検討する。

移動する実施場所については、対照測線（L-3）及び最も所有地に近接するモニタリング測線への影響を鑑み、砂の拡散範囲から推測して、一番影響が出にくいと考えられる位置を選定する。

②生物試験

対照測線（L-3）への影響が懸念され、その影響度を予測することが難しいことから22年度の試験実施を見合わせ。

2. 猫実川における試験案

淡水導入試験及び砂移動試験ともに、現計画案を実施するに当たっての課題を整理することが難しいことから、猫実川の試験地区としての適格性も含めて再検討する。